

財団法人福山通運渋谷長寿健康財団
高齢者保健医療福祉事業助成・研究助成規定

第1条（目的・事業）

福山通運渋谷長寿健康財団は、高齢化・長寿社会にあつて高齢者が健康で安心して長寿の人生を全うするため、老人保健・医療の分野における国際的共同調査研究および学術的な調査研究、福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行っており、老人保健・医療政策において当財団の事業趣旨を踏まえた調査研究に対して助成を行う。

第2条（名称）

高齢者保健医療福祉事業助成または、研究助成

第3条（応募資格・応募期間）

脳血管障害、睡眠障害、介護予防に関する研究施設、団体など。または、地域医療・地域福祉に貢献している団体とし、応募期間は随時とする。

第4条（助成の額及び期間）

助成の額は、調査研究に必要な額について、当該年度の予算額を勘案のうえ決定するが、1件あたりの上限は100万円とする。助成の期間は原則1年とする。ただし、研究の性質上1年を超えるものについては、継続的に対処する。

第5条（応募の手続き）

応募者は当財団所定の申請書類を当財団に提出することとする。

第6条（助成の選考）

選考委員は、提出された申請書類を審査・選考し、対象者を決定する。

第7条（研究成果の報告）

助成対象者は、高齢者保健医療福祉事業助成または研究助成による活動を終了後、速やかに規定の報告書を当財団に提出することとする。また、研究成果を学会または、学術誌等に発表する場合は、当財団の助成による研究の成果である旨を明記し、当該内容の発表物及び掲載誌を当財団に提出することとする。

本規定は、平成21年6月20日より実施する。